

介護報酬 自己点検表 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護費】

点検項目	点検事項	点検結果	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）	連携型以外	☐ 該当	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）	連携型	☐ 該当	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）	夜間にサービスを提供する場合	☐ 該当	
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底していない	☐ 該当	
	高齢者虐待防止のための指針を整備していない	☐ 該当	
	高齢者虐待の防止のための研修を年1回以上実施していない	☐ 該当	
	高齢者虐待防止措置を適正に実施する担当者を置いていない	☐ 該当	
業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない	☐ 該当	
准看護師が訪問看護サービスを行った場合	准看護師が訪問看護サービスを行った場合	☐ 該当	
通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護を受けている利用者に対して行った場合	通所介護等（通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護）の利用	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（1月当たりの利用者が50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）	☐ (Ⅰ)(Ⅱ)600単位、(Ⅲ)所定単位数の100分の90を算定	※(Ⅰ)～(Ⅲ)：定期巡回・随時対応型訪問介護看護(Ⅰ)～(Ⅲ)の略
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	☐ (Ⅰ)(Ⅱ)900単位、(Ⅲ)所定単位数の100分の85を算定	
特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に所在する事業所	☐ 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の事業所	☐ 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供	☐ 該当	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、ICTの活用等により利用者のADL及びIADLに関する状況について把握して助言を行い、助言に基づいて計画作成責任者が行った生活機能アセスメント	☐ あり	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計画に基づくサービス提供	☐ あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する又は理学療法士等及び計画作成責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、共同して行った生活機能アセスメント	☐ あり	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計画に基づくサービス提供	☐ あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月以降3月の間	☐ 該当	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制	☐ あり	対応マニュアル等
	利用者又はその家族の同意	☐ あり	同意書等(規定はなし)
	他の事業所での当該加算の算定の有無 (訪問看護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所)	☐ なし	
	24時間対応体制加算(医療保険における訪問看護)の有無	☐ なし	
	緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備 次のア又はイを含むいずれか2項目以上を満たしている ア 夜間対応した翌日の勤務間隔の確保 イ 夜間対応に係る勤務の連続回数が2連続(2回)まで ウ 夜間対応後の暦日の休日確保 エ 夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫 オ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減 カ 電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制	☐ あり	対応マニュアル等
	利用者又はその家族の同意	☐ あり	同意書等(規定はなし)
	他の事業所での当該加算の算定の有無 (訪問看護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所)	☐ なし	
	24時間対応体制加算(医療保険における訪問看護)の有無	☐ なし	
特別管理加算(Ⅰ)	在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	☐ 該当	主治医の指示書等
	訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理の実施	☐ あり	
	他の事業所での当該加算の算定の有無(訪問看護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所)	☐ なし	
	症状が重篤の場合速やかに医師による診療を受けることができるような支援の有無	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
特別管理加算（Ⅱ）	以下の１～４のいずれかに該当すること。 １ 在宅自己腹膜灌（かん）流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼（とう）痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態	☐	該当	主治医の指示書等
	２ 人工肛（こう）門又は人工膀胱（ぼうこう）を設置している状態	☐	該当	〃
	３ 真皮を越える褥瘡（じょくそう）の状態	☐	該当	〃
	４ 点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態	☐	該当	〃
	訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理の実施	☐	あり	
	他の事業所での当該加算の算定の有無 （訪問看護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所）	☐	なし	
	症状が重篤の場合速やかに医師による診療を受けることができるような支援の有無	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
ターミナルケア加算	以下の1又は2のいずれかに該当すること。 1 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸（けい）髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態	☐ 該当	主治医の指示書
	2 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態	☐ 該当	
	24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問看護を行うことができる体制を整備	☐ あり	
	主治医と連携の下に、ターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に説明を行い、同意を得ていること	☐ あり	訪問看護サービス記録書
	ターミナルケアの提供についての利用者の身体状況の変化等必要な事項の適切な記録	☐ あり	
	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上 of ターミナルケアの実施（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）	☐ あり	サービス提供票
	他の事業所での当該加算の算定の有無（訪問看護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所）	☐ なし	
	訪問看護ターミナルケア療養費（医療保険）及び在宅ターミナルケア加算（訪問看護・指導料）の有無	☐ なし	

点検項目	点検事項	点検結果	
初期加算	利用を開始した日から起算して30日以内（30日を超える病院又は診療所への入院の後にサービスの利用を再び開始した場合も同様とする。）	☐ 該当	※定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）及び（Ⅱ）を算定している場合
退院時共同指導加算	退院時共同指導の内容を文書により提供	☐ あり	
	退院又は退所後に訪問看護サービスを実施	☐ あり	
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	個別サービス計画について、利用者の心身の状況やその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、随時適切に見直しを行っている	☐ あり	
	地域との連携を図るとともに、地域の病院等の関係機関に対し、事業所において提供できる具体的なサービスの内容等について日常的に情報提供を行っている	☐ あり	
	日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している	☐ あり	
	地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている	☐ あり	
	以下の（１）～（４）のいずれかに適合すること		
	（１）障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っている	☐ あり	
	（２）地域住民等、他事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施している	☐ あり	
	（３）市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している	☐ あり	
	（４）地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っている	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	個別サービス計画について、利用者の心身の状況やその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、随時適切に見直しを行っている	☐ あり	
	地域との連携を図るとともに、地域の病院等の関係機関に対し、事業所において提供できる具体的なサービスの内容等について日常的に情報提供を行っている	☐ あり	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の者の占める割合が2分の1以上	☐ 該当	
	認知症介護実践リーダー研修を修了している者を事業所における対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19人を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催	☐ 実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はⅢの認知症の者の占める割合が100分の20以上	☐ 該当	
	認知症介護実践リーダー研修を修了している者を事業所における対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19人を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催	☐ 実施	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	☐ 該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定	☐ 実施	
口腔連携強化加算	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うにあたり、歯科訪問診療料の算定実績のある歯科医療機関と相談できる体制を確保し、その旨を文書で交わしている	☐ 該当	
	他の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔・栄養スクリーニング加算を算定 （栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除く。）	☐ 非該当	
	指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定 （口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除く。）	☐ 非該当	
	当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定	☐ 非該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	従業者ごとの研修計画の作成及び研修（外部における研修を含む）の実施又は実施を予定している	☐ 該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	☐ 該当	
	定期的な健康診断を実施している	☐ 該当	
	訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の数が6割以上	☐ いずれか該当	
	訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の数が6割以上又は勤続年数10年以上の者が4分の1以上	☐ 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）、又は（Ⅲ）を算定していない	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	従業者ごとの研修計画の作成及び研修（外部における研修を含む）の実施又は実施を予定している	☐ 該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	☐ 該当	
	定期的な健康診断を実施している	☐ 該当	
	訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が4割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が6割以上である。	☐ 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していない	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	従業者ごとの研修計画の作成及び研修（外部における研修を含む）の実施又は実施を予定している	☐ 該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	☐ 該当	
	定期的な健康診断を実施している	☐ 該当	
	訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が3割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が5割以上である。	☐ いずれか該当	
	従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が6割以上である。		
	従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が3割以上である。		
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していない	☐ 該当	
処遇改善に係る事項	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	☐ 該当	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	☐ 該当	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	☐ 該当	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	☐ 該当	